

入 札 公 告

上郡町公告第 84 号

次のとおり公有財産売払い一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び上郡町財務規則(昭和50年上郡町規則第7号)第73条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年 10 月1日

上郡町長 梅 田 修 作

1 入札に付する事項

物件(土地)

物件 番号	所 在 地	地 目	面 積	最低売払価格
1	赤穂郡上郡町 駅前 162 番地	宅地	431.60 m ²	9,100,000円
2	赤穂郡上郡町 駅前 240 番地	宅地	374.90 m ²	8,170,000円
3	赤穂郡上郡町 駅前 150 番地	宅地	321.87 m ²	5,560,000円
4	赤穂郡上郡町 竹万 2504 番地	宅地	249.84 m ²	4,640,000円
5	赤穂郡上郡町 竹万 2516 番地	宅地	151.65 m ²	3,740,000円
6	赤穂郡上郡町 井上 106-8	雑種地	259 m ²	3,880,000円
7	赤穂郡上郡町 大持 392-3、394-4	雑種地	143 m ²	2,300,000円
8	赤穂郡上郡町 大持 385 - 11	雑種地	332 m ²	4,640,000円
9	赤穂郡上郡町 竹万 2390 番地	雑種地	552 m ²	9,930,000円

2 入札に参加する者に必要な資格

参加申込資格、

- ① 個人、及び法人
- ② 町有地売払い一般競争入札実施要領、及び土地売買契約書で定める条件を誠実に履行できる者
- ③ 宅地建物取引業法に規定する売買取引を予定している場合は、宅地建物取引業の登録を行っている者
- ④ 破産、民事再生、会社更生、その他これらに準ずる申立てを受けた者、又は申請した者でないこと

ただし、次に該当する場合は参加申込みができません。

【申込みのできない方】

- ① 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）及び被補助人で不動産取引に制限のある者、又は破産者で復権を得ない者
- ② 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人、入札代理人として使用する者についても、同様とします。
 - ア) 上郡町との契約の履行に当たり、故意に工事、もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質、若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ) 競争入札、又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ) 落札者が契約を締結すること、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- ⑤ 上郡町暴力団排除条例（平成24年上郡町条例第15号）第2条に規定する暴力団、兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員、又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団、及び暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑥ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定

する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用に供しようとする者

⑦ 地方自治法第 238 条の 3 に定められた公有財産に関する事務に従事する者

⑧ 町税等の滞納がある者

3 契約条項を示す場所及び日時(期間)

(1) 実施要領、申込用紙の配布時間

令和8年10月1日(木)から令和8年10月 30 日(金)まで

配布時間は開庁日の午前9時から午後4時 30 分まで

※土曜日、日曜日、及び祝日は配布していません。

(2) 実施要領、申込用紙の配布場所

上郡町役場 財政管理課 管財係

兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地 上郡町役場 3階

※上郡町のホームページからダウンロード可能です。

(3) 入札参加申込み方法、及び受付期間

令和8年10月1日(木)から令和8年10月 30 日(金)まで

受付時間は開庁日の午前9時から午後4時 30 分までの時間内に、5-(1)に記載の提出書類を受付場所まで持参、もしくは郵送(郵送の場合、令和8年10月 30 日までに必着厳守)してください。

(4) 入札参加受付、郵送、問い合わせ先

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地

上郡町役場 財政管理課 管財係

TEL:0791-52-1118(直通) FAX:0791-52-5172

4 入札の場所、及び日時

(1) 場所 上郡町役場 第2庁舎 2階 小会議室

(2) 時間 令和8年11月13日(金) 午前10時開始

入札当日の受付は入札開始時刻の30分前から行います。

入札開始時刻になり次第、会場を閉鎖します。

会場の都合上、入室できる方は2名までとさせていただきます。

5 入札に付する条件

(1) 入札参加申込時における提出書類

① 一般競争入札参加申込書兼受付書

- ② 誓約書
- ③ 印鑑証明書
- ④ 住民票(個人の場合)
- ⑤ 身分証明書(個人の場合)
- ⑥ 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書(法人の場合)
- ⑦ 資格証明書(代表者事項証明書・法人の場合)
- ⑧ 会社の定款(写しの場合は原本証明をしたもの・法人の場合)
- ⑨ 会社の概要(パンフレット等・法人の場合)
- ⑩ 決算報告書等(直近3ヶ年分・法人の場合)
- ⑪ 宅地建物取引業許可証(写)(売買取引を予定している場合)
- ⑫ 納税証明書

※ 落札後の売買契約、及び所有権移転登記は、①の申込書に記入された申込者の名義となります。共有を希望する場合は、共有者全員の連名で申込んでください。(添付書類は共有者全員分が必要です。)

※ 共有名義で参加する場合には、代表者(共有者を代表して、この入札に関する事務を行う者)を選任し、①の申込書の申込者の欄に記入してください。

※ 郵送の場合で期限内に必着が無いもの、提出書類が不十分であったものは入札に参加できません。

※ 入札日までに資格を失ったものは入札に参加できません。

※ 複数の物件に参加する場合は、物件ごとに①の申込書を提出してください。
(添付書類(誓約書、印鑑登録証明書、住民票、身分証明書)は原本1部で結構です。)

※ 入札参加の取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。なお、辞退届(様式は任意で、印鑑登録の印鑑を押印したもの)を提出してください。

※ 町は、契約の相手方が暴力団員等であるか否かについて、兵庫県相生警察署に意見を聴くことがあります。また、意見の聴取により得た情報を、当該契約以外の町が締結する契約について、暴力団を利することとならない措置を講ずるために利用し、他の契約担当者等に提供することがあります。

(2) 入札書の作成方法

- ① 入札書は所定の様式により、入札者の所在地、氏名を記入のうえ印鑑登録印を押印してください。(代理人が入札する場合は、その者の所在地、氏名を並記し、委任状に押印された代理人の印鑑を必ず押印してください。)
- ② 共有名義で参加される場合、入札書に記入する入札者は代表申込者、又は共有者全員として下さい。また、代表申込者以外の共有者が入札を行う場合、代表申込者の委任状が必要となります。

③ 入札書への金額は、日本国通貨(円)でアラビア数字を使用し、最初の数字の前に¥マークを付けてください。

④ 一度提出した入札書はいかなる理由があってもこれを書き換え、引き換え、又は撤回することができません。

(3)入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

① 入札参加資格の無い者がした入札

② 入札書を所定の日時まで提出しなかった入札

③ 所定の入札書によらない入札

④ 入札保証金を納付していない入札、又は入札保証金の額が所定の額に達していない入札

⑤ 入札者、又はその代理人の記名押印の無い入札

⑥ 入札者、又はその代理人が同一物件について、2枚以上した入札

⑦ 入札者、もしくはその代理人が、他の代理人となり入札をした入札

⑧ 入札金額、入札者の氏名、その主要部分が識別しがたい入札

⑨ 入札金額を訂正した入札

⑩ 入札金額が、最低売却価格に達していない入札

⑪ その他入札に関し、不正な行為をした者が行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札の中止又は延期

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害、その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止、又は延期することがあります。

6 入札保証金に関する事項

① 入札に参加される方は、入札当日の受付時に入札保証金を納付してください。

② 入札保証金は、入札額の100分の5以上の額を納付してください。

③ 入札保証金は、保証小切手で納付してください。

④ 入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後、速やかにお返しします。落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当できます。なお、入札保証金には利息を付しません。

⑤ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき(落札後、落札者が入札参加の資格がない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む)は、入札保証金は違約金としていただき、返金はいたしません。

7 落札者の決定

町が定める最低売払価格以上で、最も高い金額であった者を落札者とします。落札者となるべき金額の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、くじ順は参加申込みの受付順で行い、該当者はそれを辞退できません。

8 契約成立の要否

土地売買契約書を締結する。

9 郵便による入札書の提出の認否

郵便による入札書の提出は認めません。

10 その他事項

- (1) 入札締め切り後、直ちに入札者の前で開札します。開札の結果、入札金額が最低売却価格に達していないときは、再入札は行わず入札を打ち切ります。
- (2) 落札者は、原則として令和8年11月19日(木)までに土地売買契約書により契約を締結することとします。
- (3) 土地売買契約書、及び登記名義人は、落札者の名義となります。共同入札による落札の場合は、共同者全員の名義となり、共同者の変更はできません。
- (4) 契約を締結するときには、印鑑証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)、現在事項全部証明書(法人の場合)が必要です。
- (5) 契約、及び所有権移転に要する費用(収入印紙、登録免許税等)は、落札者の負担とします。
- (6) 落札者は所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (7) 契約保証金は、契約締結日に売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。なお、契約保証金を売買代金に充当することができます。
- (8) 売買代金は町が発行する納入通知書により、指定された日までに納付していただきます。
- (9) 期日までに売買代金の納付がなかった場合、又は落札者の都合により契約を解除した場合は、納付済の契約保証金は返還しません。
- (10) 物件の引き渡しは、売買代金が全額納付されたときに所有権が移転し、引き渡しを行います。
- (11) 売買代金の納付が確認され次第、町が所有権移転の登記を行います。
- (12) 売買代金完納後、義務者として課せられる公租公課等は、落札者の負担となります。

- (13) 本物件は現状有姿での引き渡しとなります。入札者は必ず事前に物件の状況を確認した上で、入札に参加してください。なお、引き渡し後、土地の瑕疵（地質、埋蔵物、数量の不足、その他隠れた瑕疵を含む）、及び残置物の不具合が判明した場合であっても、売買代金の減免、もしくは損害賠償の請求、又は契約の解除はできません。
- (14) 買受者の決定後、売払い物件の隣接地との境界は、町から提供する測量図等により現地確認を行ってください。町で測量することはありません。
- (15) 土地利用等に関する調整等は、すべて落札者で行ってください。
- (16) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設等に係る手続等は、全て落札者が対応してください。
- (17) 本物件の利用にあたっては、契約書において制限が付されますので、実施要領及び土地売買契約書（案）をご確認ください。
- (18) 詳細は、「町有地売払い一般競争入札実施要領」による。